

大崎市都市計画税 しくみと現状
(参考資料)

令和 4 年 8 月

大崎市都市計画税検討会議 附属資料

目 次

1. 検討に至る経緯	・・・ 4ページ
2. 都市計画税の概要	・・・ 5ページ
(1) 概要	
(2) 沿革	
(3) 使途の範囲	
3. 全国・県内等における都市計画税の現状	・・・ 6ページ
(1) 課税状況	
(2) 使途状況等にかかる周知状況	
(3) 県内の状況	
(4) 大崎市	
4. 大崎市都市計画の変遷	・・・11ページ
(1) 各市町の都市計画の始まり	
(2) これまでの都市計画事業	
5. これからの大崎市都市計画	・・・18ページ
6. 大崎市の下水道事業	・・・20ページ
(1) 下水道の種類	

(2) 下水道事業の財源について

(3) 用途地域内の公共下水道事業の未整備区域について

7. 大崎市都市計画税の現状 ……22 ページ

(1) 都市計画税課税区域の設定

(2) 都市計画税の税率

(3) 都市計画税の課税

8. 大崎市都市計画税の使途状況 ……24 ページ

【参考資料】

大崎市都市計画税検討会議設置規則

大崎市都市計画税検討会議等開催状況

都市計画税関係用語集

1. 検討に至る経緯

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業が実施され、良好な住環境や経済活動の場が創出されることにより、土地や家屋の利用価値が向上し、その所有者の利益が増すという観点から、都市計画法に基づく都市計画事業や土地区画整理法に基づく土地区画整理事業に充てるために、市町村が目的税として課税することができ、都市基盤整備の重要な財源となっています。

都市計画税は、都市計画道路や都市計画公園・公共下水道等の都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税しています。

課税区域については、大崎市は区域区分を定めていないことから、市街化区域に相当する範囲を課税区域として、対象となる地番を「大崎市都市計画税条例」に定めています。

大崎市誕生に伴い、各地域の拠点が大崎市計画区域の内外に形成される形となり、各都市計画区域の特性に応じて、将来を見越しての各種の都市施設の整備がなされてきました。

区域が設定され、都市計画施設の事業が行われ、その一部財源を賄うために、都市計画税は課税納税されます。

しかしながら、「大崎市都市計画税検討会議 意見書」においても述べられているように、そもそも都市計画税のしくみや税と都市計画事業との関連性の「分かりづらさ」等が挙げられます。

下水道事業を例として考えてみた場合、類似した事業（公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業）が実施されているにもかかわらず、「都市計画税の課税区域と非課税区域が存在しているのはどうしてなのか」、また納税者という視点を通して考えた場合に、他の地域は同じように下水道が入っているのに都市計画税は非課税といった状況に対し「不公平だ」といったことが言われてきた経緯があります。

そのような状況に鑑み、大崎市は、令和2年2月に、都市計画税課税のあり方や方向性について、客観的な意見等をいただくべく、学識経験者から構成される大崎市都市計画税検討会議を設置しました。

本検討会議では、特に都市計画税の課税区域、税率、用途の考え方等について公開の場にて議論を進めてきました。

その間、新型コロナウイルス感染症の影響により一時中断するなどしましたが、今般、本検討会議としての意見書が提出されたことから、当該意見書を補完・補充する形態にて、当該意見書参考資料を作成するものです。

2. 都市計画税の概要

(1) 概要

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業(以下「都市計画事業等」という。)に要する費用に充てるために、市町村が目的税として課税するものです。

都市計画税の課税の要否及び税率水準(制限税率0.3%)は、都市計画事業等の実態に応じて市町村の自主的判断(条例事項)に委ねられています。

具体的には、長をはじめとする執行機関と議会に広範な裁量(行政裁量と立法裁量)があるものと言われています。

(2) 沿革

都市計画税は大正8年に、都市計画事業に必要となる費用に充てるために創設された「都市計画特別税」に流れを持ち、昭和15年に創設されています。

その後、昭和25年のシャープ勧告により、都市計画税は一旦、廃止され、水利地益税に実質的に吸収されましたが、昭和31年に都市化を推し進めるため都市計画税(税率0.2%)が復活、昭和53年に都市計画事業等に対する財政需要の急増に対応するため税率が引き上げ(税率0.3%)られ、現在に至ります。

(3) 用途の範囲

都市計画税は、市町村が都道府県知事の認可を受けて施行する次の都市計画事業等に要する費用に充てることができます。

【都市計画事業】

① 「都市計画施設」

- ・道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- ・公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- ・水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設等

② 「市街地開発事業」

- ・土地区画整理法による土地区画整理事業
- ・新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業
- ・都市再開発法による市街地再開発事業等

【土地区画整理事業】

公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び「公共施設」の新設又は変更に関する事業

3. 全国・県内等における都市計画税の現状

(1) 課税状況

令和2年度において都市計画税を課税している団体は、全国645団体あり、10年前の課税団体数と比較すると、平成22年度は658団体であったことから、課税団体が13団体減少しています。

税率の採用状況は、課税している団体の約半数の327団体が制限税率の0.3%を採用しています。また、約28%の183団体が昭和51年度までの制限税率であった0.2%を採用しています。

課税区域の状況及びその設定内容としては、市街化区域が429団体、市街化調整区域が18団体となっています。

非線引きの都市計画区域が229団体で、そのうち全域を課税が15団体、一部区域を課税が214団体となっています。

課税団体数

(単位:数)

	令和2年度		平成22年度		令和2年度 - 平成22年度
課税団体数/市区町村数	645/1,352		658/1,356		▲13
制限税率(0.3%)採用団体	327	50.7%	334	50.8%	▲7
制限税率以外の税率採用団体	318	49.3%	324	49.2%	▲6

税率

(単位:数)

団体数	税率	0.1未満	0.1	0.1超 0.2未満	0.2	0.2超 0.25未満	0.25	0.25超 0.3未満	0.3	合計
令和2年度		3	25	25	183	12	48	22	327	645
平成22年度		2	27	23	189	10	50	23	334	658
令和2 - 平成22		1	▲2	2	▲6	2	▲2	▲1	▲7	▲13

※総務省「令和2年度 都市計画税に関する調」参照

(2) 使途状況等にかかる周知状況

令和2年度において目的税である都市計画税の概要について毎年、周知している団体数は、476団体(73.8%)、周知していない団体数は169団体(26.2%)となっており、10年前と比べて大きな変動はありません。

これに対し、令和2年度の都市計画税の使途の明確化状況を10年前の平成22年度と比較すると、平成22年度は223団体(33.9%)ですが、令和2年度は608団体(94.3%)となっています。このように、使途の明確化の状況は大きく進捗していることが分かります。

住民に対する使途の明確化

(単位:数)

年度	課税 団体 数	都市計画税の概要							都市計画税の使途						
		周知有	周知の方法(複数回答)					周知無	周知有	周知の方法(複数回答)					周知無
			ホーム ページ	パンフ レット	広報誌	説明会	その他			ホーム ページ	パンフ レット	広報誌	説明会	その他	
R2	645	(73.8%) 476	340	27	140	3	114	(26.2%) 169	(94.3%) 608	528	222	147	15	248	(5.7%) 37
H22	658	(73.7%) 485	311	212	140	17	182	(26.3%) 173	(33.9%) 223	78	24	146	5	43	(66.1%) 435
	▲13	▲9	29	▲185	0	▲14	▲68	▲4	385	450	198	1	10	205	▲398

【参考:地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)(抄)】

(平成22年4月1日付総税市第16号総務大臣通知)

第9章 目的税

4 都市計画税に関する事項

(10) 都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるものであることを明らかにする必要があるので、特別会計を設置しないで、一般会計に繰り入れる場合においては、都市計画税をこれらの事業に要する費用に充てるものであることが明らかになるような予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより議会に対しその使途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。

(3) 県内の状況

都市計画税は県内17団体(10市7町)において課税されています。

課税区域の状況及びその設定内容としては、区域区分を定めている団体のうち、市街化区域が9団体、市街化調整区域が1団体となっており、非線引きの団体では、都市計画区域の一部区域において課税しているのが8団体となっています。

税率の採用状況は、課税している団体の約6割の10団体が制限税率の0.3%を採用している。次いで、約4割の6団体が昭和51年度までの制限税率であった0.2%を採用しています。それ以外として1団体が0.15%を採用している。

都市計画税収入額は21,135,140千円(令和元年度決算額)となっています。

※宮城県「令和2年度 都市計画税に関する調」参照

No.	市町村名	課税区域の状況及びその設定内容						税率
		市街化区域	非線引(全部)	非線引(一部)	ア	イ	ウ	
1	仙台市	○						0.3/100
2	石巻市	○						0.3/100
3	塩竈市	○						0.3/100
4	気仙沼市			○	○		用途地域及びその周辺	0.2/100
5	白石市			○		○		0.2/100
6	名取市	○						0.3/100
7	角田市			○		○	用途地域及びその周辺	0.3/100
8	多賀城市	○						0.3/100
9	岩沼市	○						0.3/100
10	大崎市			○	○	○	令和3年度から用途地域のみ	0.3/100
11	大河原町			○		○	下水道事業計画区域の一部	0.3/100
12	柴田町			○	○	○		0.3/100
13	亘理町			○	○	○		0.2/100
14	松島町	○						0.2/100
15	七ヶ浜町	○						0.15/100
16	大和町	○						0.2/100
17	美里町			○			住宅地以外を除外	0.2/100
		9		8	4	6	4	

※1 この調査は、都市計画税の課税状況等の調(令和元年度の調査結果による)

※2 ア:用途地域(臨港地区を含む)を課税区域としている。

イ:農業振興地域内の農用地区域を除外している。

ウ:市街地から遠く離れた山林等の区域を除外している。

エ:その他

令和元年度において目的税である都市計画税の概要について毎年周知している団体数は、9団体(52.9%)、周知していない団体数は8団体(47.1%)となっています。

これに対し、令和元年度の都市計画税の使途の明確化について毎年周知している団体数は15団体(88.2%)、周知していない団体数は2団体(11.8%)となっています。

No.	市町村名	議会に対する使途の明確化(予算・決算説明書への明示)		明示方法
		している	していない	
1	仙台市		○	
2	石巻市	○		決算書(歳入)の欄外に明示
3	塩竈市		○	
4	気仙沼市	○		予算・決算説明書の参考資料として都市計画事業の充当調書を作成している
5	白石市		○	
6	名取市	○		予算・決算説明書の参考資料として都市計画事業の充当調書を作成している
7	角田市	○		予算・決算説明書の参考資料として都市計画事業の充当調書を作成している
8	多賀城市		○	
9	岩沼市		○	
10	大崎市	○		予算・決算説明書の参考資料として都市計画事業の充当調書を作成している
11	大河原町	○		予算・決算説明書の参考資料として都市計画事業の充当調書を作成している
12	柴田町		○	
13	亶理町		○	
14	松島町		○	
15	七ヶ浜町	○		財源内訳の特定財源の欄に明示している
16	大和町	○		予算・決算説明書の参考資料として都市計画事業の充当調書を作成している
17	美里町	○		予算・決算説明書の参考資料として都市計画事業の充当調書を作成している
		9	8	

No.	市町村名	住民に対する使途の明確化															
		都市計画税の概要		周知方法						都市計画税の使途について周知している			周知方法				
		している	していない	広報誌	パンフレット	説明会	納通等明細書(裏面)	ホームページ	納通同封チラシ	している	していない	実施予定	広報誌	パンフレット	説明会	ホームページ	納通同封チラシ
1	仙台市	○			○			○	○			○					
2	石巻市	○						○		○						○	
3	塩竈市	○						○		○						○	
4	気仙沼市	○						○			○						
5	白石市	○		○	○			○		○		○					
6	名取市	○					○	○		○						○	
7	角田市	○		○			○	○		○						○	
8	多賀城市	○			○			○			○						
9	岩沼市	○							○		○						
10	大崎市	○						○		○		○				○	
11	大河原町	○		○				○		○		○				○	
12	柴田町		○								○						
13	亶理町		○								○						
14	松島町	○						○			○						
15	七ヶ浜町	○						○			○						
16	大和町	○		○						○		○					
17	美里町	○		○				○		○		○				○	
		15	2	5	3	0	2	13	2	9	7	1	5	0	0	7	0

(4) 大崎市

大崎市では、区域区分を定めていないため、非線引きの都市計画区域の一部区域において課税しています(事実上の都市計画区域内の用途地域)。

都市計画税収入額は738,866千円(令和元年度決算額)となっており、都市計画事業費等に対する充当割合を見ると、32.2%と低く、必要な財源の一部を賅っていません。

宮城県「令和2年度 都市計画税に関する調」参照

(単位:千円,%)

市町村名	①都市計画事業費等									下水事業費/事業費合計
	都市計画事業費						土地区画整理事業費	地方債償還額	事業費合計	
	街路事業費	公園事業費	下水道事業費	その他事業費	街地開発事業費	事業費計				
仙台市	3,140,946	1,202,845	14,914,055		1,036,096	20,293,942		27,214,269	47,508,211	31.4
石巻市	6,067,961	2,104,159	2,899,779	7,948	74	11,079,921	1,110,626	706,886	12,897,433	22.5
塩竈市			1,387,070	127,174		1,514,244		2,742,058	4,256,302	32.6
気仙沼市	2,692,247	569,082	1,012,290		7,617,842	11,891,461		599,566	12,491,027	8.1
白石市	84,613	55,033	124,618			264,264		246,652	510,916	24.4
名取市	168,244		1,296,901			1,465,145		363,657	1,828,802	70.9
角田市			215,342			215,342		745,570	960,912	22.4
多賀城市		7,999	564,174			572,173		1,588,406	2,160,579	26.1
岩沼市	126,295	63,693	1,942,257			2,132,245		754,444	2,886,689	67.3
大崎市	30,374		1,578,047		720,283	2,328,704			2,328,704	67.8
大河原町	3,550	21,472	159,103	53,690		237,815		49,354	287,169	55.4
柴田町			997,221			997,221		826,918	1,824,139	54.7
亘理町		416,334	881,353			1,297,687	49,559	954,323	2,301,569	38.3
松島町	534,999		1,128,593			1,663,592		8,048	1,671,640	67.5
七ヶ浜町			137,446			137,446		430,430	567,876	24.2
大和町		61,084	121,064	101,015	2,090	285,253		14,647	299,900	40.4
美里町			769,028			769,028		33,501	802,529	95.8

(単位:千円,%)

市町村名	②財源内訳						充当割合
	地方債	支出金	負担金その他	都市計画税収入額	一般財源等	合計	現年分のみ
仙台市	9,331,900	6,134,646	938,716	15,079,676	16,023,273	47,508,211	48.5
石巻市	306,900	7,377,983		1,092,177	4,120,373	12,897,433	21.0
塩竈市	841,625		1,663,319	465,893	1,285,465	4,256,302	26.6
気仙沼市	251,400	194,916	16,605	193,835	11,834,271	12,491,027	1.6
白石市	46,100	56,519	3,360	136,765	268,172	510,916	33.8
名取市	84,100	74,575		841,206	828,921	1,828,802	50.4
角田市	382,300	78,415	106,091	173,187	220,919	960,912	43.9
多賀城市				664,628	1,495,951	2,160,579	30.8
岩沼市	189,100	164,260	2,092,646	478,226	-37,543	2,886,689	108.5
大崎市	36,800			738,866	1,553,038	2,328,704	32.2
大河原町			5,922	218,737	62,510	287,169	77.8
柴田町	353,600	269,193	629,234	351,682	220,430	1,824,139	61.5
亘理町	577,200	354,493	558,189	198,766	612,921	2,301,569	24.5
松島町				68,103	1,603,537	1,671,640	4.1
七ヶ浜町	210,000	63,499	473	81,084	212,820	567,876	27.6
大和町			24,003	255,559	20,338	299,900	92.6
美里町	399,300	164,750	9,248	96,750	132,481	802,529	42.2

4. 大崎市都市計画の変遷

(1) 各市町の都市計画の始まり

大崎市へ合併した市町の都市計画は、下表に示すように市町ごとにその策定経緯に差が見られます。最も早く都市計画を定めたのは古川市で、昭和9年に都市計画区域が指定され、その後、昭和13年に鳴子町で都市計画区域が指定されました。

戦後、昭和24年に岩出山町、鹿島台町で都市計画区域が指定され、さらに、一体的な土地利用等を図る必要がある地域で行政区域を超えた都市計画区域として、昭和50年、古川市に三本木町が追加指定されました。

都市計画区域面積の変遷

(単位:ha)

都市計画名	市町名	昭和9年度	昭和13年度	昭和24年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和50年度	昭和56年度	平成11年度	現在
古川都市計画	古川市	808					→ 6,591	} 7,672		→ 7,672
	三本木町						1,081			
岩出山都市計画	岩出山町			14,130	→ 1,537					→ 1,537
鹿島台都市計画	鹿島台町			5,416	→ 648		→ 669		→ 741	→ 741
鳴子都市計画	鳴子町		7,219			→ 1,510				→ 1,510

(2) これまでの都市計画事業

大崎市への合併以前は旧市町において策定された総合計画や都市計画マスタープランに基づき、旧市町ごとに都市計画事業が実施されてきました。

大崎市への合併後は、「大崎市総合計画」、「大崎市国土利用計画」を上位計画として、その他関連計画との整合を図りつつ、大崎市の都市づくりにおける都市計画の基本的な方針を定めた「大崎市都市計画マスタープラン」に基づき、総合計画に掲げる将来像の実現に向けて、市の都市づくりの具体性ある将来構想を示し、都市計画の観点から望まれる今後進むべき都市づくりの方向に向けて、都市計画事業を実施してきました。

これまで大崎市は合併以前から合併後今日まで、理想の都市づくりに邁進し、以下のとおり事業を実施してきました。

(令和3年4月1日現在)

1. 都市計画区域 (単位:ha)

地域名	都市計画決定年月日	面積	都市計画変更年月日	面積
古川	昭和9年5月17日	808.0	昭和50年4月8日	6,591.0
三本木	昭和50年4月8日	1,081.0	昭和50年4月8日	1,081.0
鹿島台	昭和24年10月15日	5,416.0	平成11年3月9日	741.0
岩出山	昭和24年8月19日	14,130.0	昭和42年5月23日	1,537.0
鳴子温泉	昭和13年2月17日	7,219.2	昭和43年12月19日	1,510.0
合 計				11,460.0

2. 地域地区

1) 用途地域 (単位:ha)

地域名	都市計画決定(告示)年月日	面積	都市計画変更年月日	面積
古川	昭和43年3月18日	726.2	平成21年12月22日	1,603.1
三本木	昭和59年5月2日	240.0	平成8年4月15日	256.8
鹿島台	令和2年3月31日	280.8	令和2年3月31日	280.8
岩出山	昭和43年12月28日	204.7	平成7年11月21日	258.0
合 計				2,398.7

(単位:ha)

地域名		古川	三本木	鹿島台	岩出山	合計
用途地域	第1種低層住居専用地域	235.9	10.7			246.6
	第2種低層住居専用地域	9.8				9.8
	第1種中高層住居専用地域	65.3	50.5			115.8
	第2種中高層住居専用地域	151.9		57.0		208.9
	第1種住居地域	99.3	38.9	105.5	104.0	347.7
	第2種住居地域	313.0		57.9	74.6	445.5
	準住居地域	52.8			2.6	55.4
	近隣商業地域	42.5	8.3	13.9		64.7
	商業地域	68.1			16.7	84.8
	準工業地域	360.2	59.4	46.5	47.9	514.0
	工業地域	128.3			12.2	140.5
	工業専用地域	76.0	89.0			165.0
合 計		1,603.1	256.8	280.8	258.0	2,398.7

2) 準防火地域 (単位:ha)

地域名	都市計画決定年月日	面積	都市計画変更年月日	面積
古川	昭和28年3月31日	149.5	平成7年4月10日	167.5
鳴子温泉	昭和28年3月31日	53.0	同左	53.0

3) 風致地区 (単位:ha)

地域名	都市計画決定年月日	面積	都市計画変更年月日	面積
鳴子温泉	昭和28年3月31日	555.0	昭和43年11月1日	143.0

4) 特別用途地区 (単位:ha)

地域名	都市計画決定年月日	面積	都市計画変更年月日	面積
三本木	平成3年6月20日	13.0	同左	13.0

3. 都市施設

1) 道路

地域名	路線名	幅員 (m)	延長 (m)	改良済 延長(m)	整備率 (%)
古川	米袋荒谷線	30	8,750	470	5.4
	鶴ヶ埜新田線	16-22	7,330	5,140	70.1
	古川中央線	16	4,440	810	18.2
	李埜飯川線	16-30	5,720	4,040	70.6
	稲葉福沼線	16	3,770	440	11.7
	福浦福沼線	16-25	2,950	0	0.0
	大崎大通線	15-18	6,260	2,450	39.1
	駅南大通線	16	320	320	100.0
	新幹線東線	16-26	3,440	3,390	98.5
	大柿線	12	1,010	1,010	100.0
	大柿第2線	12	300	0	0.0
	並柳福浦線	12-18	2,670	670	25.1
	駅前1号線	18-25	230	230	100.0
	駅前2号線	22	240	240	100.0
	駅前3号線	14-18	500	500	100.0
	鶴ヶ埜沖稲葉線	30	4,170	0	0.0
	李埜新田線	16-18	5,490	1,740	31.7
	神田線	16	790	790	100.0
	小泉古川線	25	1,360	0	0.0
	稲葉小泉線	18-25	4,100	2,030	49.5
	福浦小泉線	18	2,400	0	0.0
	稲葉塚目線	18-25	2,050	810	39.5
	福沼1号線	11-13	480	480	100.0
	福沼2号線	15	300	300	100.0
小計	24路線		69,070	25,860	37.4
三本木	三本木幹線	25	5,580	2,970	53.2
	善並田公園線	16	1,600	210	13.1
	南町館山線	12	2,300	0	0.0
	北町中央線	12	1,040	320	30.8
	新町萱刈線	14	1,610	1,610	100.0
	大豆坂地藏線	8	330	330	100.0
	小計	6路線		12,460	5,440
鹿島台	鹿島台駅前線	16	820	760	92.7
	鹿島台大通線	12	3,980	1,650	41.5
	元鹿島台線	9-12	2,200	0	0.0
	長根広長線	12	720	0	0.0
	長根西銭神線	12	410	0	0.0
	小計	5路線		8,130	2,410
岩出山	岩出山幹線	24	5,200	0	0.0
	岩出山駅前線	16	490	0	0.0
	通丁南町通線	16	1,660	410	24.7
	東川原轟線	16	2,530	560	22.1
	岩出山中央線	16	1,700	1,140	67.1
	上川原要害線	16	780	630	80.8
小計	6路線		12,360	2,740	22.2
合計	41路線		102,020	36,450	35.7

2) 公園

地域名	種別	名称		面積 (ha)
		番号	公園名	
古川	街区公園	2・2・1	前田町公園	0.16
		2・2・2	上古川公園	0.20
		2・2・3	三日町公園	0.48
		2・2・4	駅南一号公園	0.29
		2・2・5	駅南二号公園	0.24
		2・2・6	高谷地公園	0.65
		2・2・7	大宮公園	0.18
	近隣公園	3・3・1	諏訪公園	1.70
	地区公園	4・3・1	荒雄公園	3.88
	都市緑地	第1号	新江合川緑地	11.45
	—	—	諏訪スポーツ公園	0.30
		—	駅前一号公園	0.21
		—	駅前二号公園	0.13
		—	東大崎駅前公園	0.28
		—	あさひ中央公園	0.43
		—	あさひ東公園	0.25
		—	あさひ西公園	0.10
		—	あさひ南公園	0.18
		—	鶴ヶ塚公園	0.11
		—	穂波の郷 中公園	0.18
		—	穂波の郷 東公園	0.22
		—	穂波の郷 西公園	0.17
		—	穂波の郷 南公園	0.23
—	穂波の郷 北公園	0.16		
—	ほなみ親水公園	4.26		
小計			26.44	
三本木	総合公園	5・5・1	新世紀公園	24.04
	小計			24.04
鹿島台	街区公園	2・2・1	上戸公園	0.58
	近隣公園	2・3・1	前迫公園	1.78
	小計			2.36
岩出山	街区公園	2・2・1	浦小路児童公園	0.20
		2・2・2	東川原町公園	0.48
	—	2・2・3	八幡前公園	0.17
	近隣公園	3・3・1	有備館の森公園	0.87
	地区公園	4・4・1	城山公園	7.22
	都市緑地	緑地1	江合川緑地公園	5.70
小計			14.64	
鳴子温泉	都市緑地	緑地1	江合川緑地	4.97
	近隣公園	一般1	東鳴子公園	2.93
	街区公園	児童2	車湯児童公園	0.90
	小計			8.80
合計面積				76.28

3) 下水道

I) 都市下水路

地域名	名称	排水区域 (ha)	下水管渠	管径又は 幅員(m)	延長 (m)
鳴子温泉	鳴子都市下水路	63	第1号白洲下水路	1.4	220
			第2号湯本下水路	0.8-1.2	340
岩出山	下川原都市下水路	54	下川原都市下水路	0.8-1.5	1,750
	二ノ構都市下水路	34	二ノ構下水路	1.0-1.6	677.2

II) 公共下水道

地域名	名称	汚水 (ha)	雨水 (ha)
古川	公共下水道	1,468	624
岩出山		172	
鳴子温泉	特定環境保全公共下水道	176	

III) 流域下水道

地域名	名称	汚水 (ha)	雨水 (ha)
三本木	流域下水道関連公共下水道	232	33
鹿島台		348	314

IV) 下水道管渠

地域名	名称	管径 (m)	延長 (m)
古川	1号幹線	1.2-1.4	4,440
岩出山	放流渠	0.5	570
鳴子温泉	鳴子幹線	0.5	1,940
	放流管	0.5	100
鳴瀬川 流域	志田幹線		19,490
	小牛田幹線		1,640
	放流管渠		3,500

V)その他施設

地域名	名称	位置	面積 (m ²)
古川	古川駅南污水中継ポンプ場	古川大幡月蔵	1,700
	古川稲葉污水中継ポンプ場	古川稲葉四丁目	800
	古川榆木雨水排水ポンプ場	古川榆木字松任江	5,800
	古川李埜雨水排水ポンプ場	古川旭六丁目	8,100
	古川師山下水浄化センター	古川師山字文競及び庚申	30,200
三本木	三本木ポンプ場	三本木桑折字相ノ澤	210
	西沢ポンプ場	三本木字南町	1,840
鹿島台	鹿島台浄化センター	鹿島台木間塚字新三ツ屋	44,130
	鹿島台中継ポンプ場	鹿島台広長字一盃清水東	250
	巳待田調整池	鹿島台平渡字巳待田	12,900
	巳待田第2調整池		15,000
岩出山	岩出山浄化センター	岩出山下野目字白鳥	16,000
鳴子温泉	鳴子浄化センター	鳴子温泉字石ノ梅	24,400

4)汚物処理場

地域名	名称	面積 (ha)
古川	1号大崎広域中央桜ノ目衛生センター	1.02
	2号大崎広域中央師山衛生センター	0.50

5)ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)

地域名	名称	面積 (ha)
古川	1号大崎広域西地区熱回収施設	1.36

6)ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)

地域名	名称	面積 (ha)
古川	1号大崎広域新リサイクルセンター	1.72

7)火葬場

地域名	名称	面積 (ha)
鳴子温泉	大崎広域玉造斎場	0.40

4. 市街地開発事業

1) 土地区画整理事業

地域名	名称	都市計画決定年月日	面積 (ha)
古川	古川駅南	昭和48年12月15日	18.3
	古川駅前	昭和54年1月7日	10.4
	古川福沼	平成2年3月1日	18.6
	古川駅東	平成3年11月15日	32.0
	古川南	平成8年4月19日	90.5
岩出山	東川原	昭和56年10月27日	15.8
鳴子温泉	赤湯	昭和27年5月9日	

2) 市街地再開発事業

地域名	名称	都市計画決定年月日	面積 (ha)
古川	台町地区 第一種市街地再開発事業	平成16年1月27日	1.8
	七日町西地区 第一種市街地再開発事業	平成30年3月19日	1.2

5. 地区計画等

1) 地区計画

地域名	地区名	都市計画決定・変更年月日	面積 (ha)
古川	駅東地区	平成7年4月10日	32.0
	福沼地区	平成6年2月17日	18.8
	古川南地区	平成30年3月19日	102.0
	台町地区	平成16年1月27日	2.1
	古川七日町西地区	平成30年3月19日	1.3

2) 集落地区計画

地域名	地区名	都市計画決定・変更年月日	面積 (ha)
古川	鶴ヶ埦集落地区	平成30年3月19日	68.3

5. これからの大崎市都市計画

大崎市では、都市計画に関する基本的な方針となる大崎市都市計画マスタープラン(対象期間:平成24年度から令和13年度)を定めており、土地利用の規制・誘導や都市施設の決定・変更など、大崎市で行う都市計画制度・事業は、都市計画マスタープランに基づき実施しています。

令和4年3月に中間見直しが行われた本マスタープラン第2章部門別構想において、「市街地における土地利用の方針」が確認されています。

各地域における「用途転換等に関する方針」では、地域における方向性を次のように記述しています。

【参考：②用途転換等に関する方針（抄）】

- ・居住誘導区域を定めている古川，三本木，岩出山及び用途地域を指定している鹿島台地域の市街地中心部では，商業機能だけでなく，郊外に居住する高齢者の住み替え等，まちなか居住ニーズに対応する便利で快適な市街地定住の促進を図っていきます。

これから実施予定の都市計画事業一覧

(令和4年4月1日現在)

地域名	都市施設名	事業概要
古川	李塚新田線	都市計画決定:令和 3年 2月22日 L=1,496m
	並柳福浦線	都市計画決定:平成25年10月25日 L=200m
	稲葉小泉線	都市計画決定:平成29年10月25日 L=2,700m
	古川中央線	都市計画決定:平成22年 3月26日 L=300m
鹿島台	鹿島台駅前線	都市計画決定:平成22年 3月26日 L= 80m

(令和4年4月1日現在)

地域名	都市施設名	事業概要	面積 (ha)
古川	下水道	公共下水道事業	
		汚水	全体計画面積 1,548.2 事業計画面積 906.7 整備済面積(R3末) 807.2 (整備率:全体計画の52.1%)
		雨水	全体計画面積 1,468.2 事業計画面積 566.0 整備済面積(R3末) 279.7 (整備率:全体計画の19.0%)
		流域関連公共下水道事業	
		汚水	全体計画面積 257.1 事業計画面積 236.1 整備済面積(R3末) 211.8 (整備率:全体計画の82.4%)
		雨水	全体計画面積 291.6 事業計画面積 16.7 整備済面積(R3末) 4.0 (整備率:全体計画の1.3%)
鹿島台	下水道	流域関連公共下水道事業	
		汚水	全体計画面積 362.00 事業計画面積 332.12 整備済面積(R3末) 298.70 (整備率:全体計画の82.5%)
		雨水	全体計画面積 362.0 事業計画面積 192.5 整備済面積(R3末) 3.9 (整備率:全体計画の1.0%)
		公共下水道事業	
		汚水	全体計画面積 212.9 事業計画面積 171.5 整備済面積(R3末) 156.8 (整備率:全体計画の73.6%)
		特定環境保全公共下水道	
鳴子温泉	下水道	汚水	全体計画面積 182.25 事業計画面積 139.00 整備済面積(R3末) 101.60 (整備率:全体計画の55.7%)

6. 大崎市の下水道事業

各地域では生活環境の改善, トイレの水洗化, 公共用水域の水質保全などを目的として, 合併前の市町の汚水対策事業を継承し実施してきました。

また, 市民生活の安心・安全のために雨水対策事業も計画的に実施しております。

(1) 下水道の種類

下水道の種類は, 下水道法で定める下水道と, 下水道の類似施設とに大きく分かれています。下水道法でいう下水道は目的・地域・事業主体等により, 「公共下水道(広義)」, 「流域下水道」, 「都市下水路」に分かれます。

下水道の類似施設は, 農村地域等の生活環境改善を図ることを目的とし, 簡易な処理施設をもつ「農業集落排水施設」のほか, 「コミュニティプラント(地域し尿処理)」, 「合併処理浄化槽」があります。

大崎市においては, 公共下水道(広義)の「公共下水道(狭義)」と「特定環境保全公共下水道」, 下水道類似施設の「農業集落排水施設」, 「市町村型浄化槽」等の整備がなされています。

(2) 下水道事業の財源について

令和2年度から企業会計方式を導入し, 下水道整備が公共用水域の水質保全に与える効果, そのための費用や料金負担の関係, 事業計画, 経営状況等についての情報を公開し, 住民の理解と支持をえるため積極的な説明に努めているところです。

下水道事業を運営していくためには, 建設費及び維持管理費が必要となります。建設費については, 国庫補助金, 地方債, 受益者負担金等により, また, 維持管理費については, 使用料及び一般市費となっています。

下水道事業では, 施設の老朽化への対策や人口減少に伴う使用料収入の減など, 対応しなければならない課題もあります。

一方, 近年の気候変動による降雨量の増大による浸水被害の発生などから, 災害を未然に防ぐための雨水処理施設の整備も急務となっており, 雨水管渠, ポンプ場などのハード施設の整備を着実に進めていくことが求められています。

このことから, 下水道事業に対する都市計画税の役割は, 安定的な財源の確保の面から引き続き重要なものと理解されています。

各地域の汚水・雨水対策事業の状況は次のとおりです。

汚水対策

	古川地域	松山地域	三本木地域	鹿島台地域	岩出山地域	鳴子温泉地域	田尻地域
公共下水道事業	単独 ※都市計画 事業	—	流域関連 ※都市計画 事業	流域関連 ※都市計画事 業	単独 ※都市計画 事業	—	—
特定環境保全 公共下水道事業	—	流域関連	—	—	—	単独 ※都市計画 事業	—
農業集落排水 事業	荒谷 西古川 飯川 敷玉	—	新沼第一	—	一栗	—	田尻第一 富岡 大貫 田尻第2
特定地域生活 排水処理事業 (浄化槽)	市内全域で実施(上記の排水処理区域を除く)						

雨水対策

	古川地域	松山地域	三本木地域	鹿島台地域	岩出山地域	鳴子温泉地域	田尻地域
公共下水道事業	十日町排水区 李埴第一排水区 李埴第二排水区 大江川第3排水区	—	南町排水区	中央第一排水区	—	—	—
特定環境保全 公共下水道事業	—	千石堀排水区	—	—	—	—	—

(3) 用途地域内の公共下水道事業の未整備区域について

大崎市の下水道処理人口普及率は令和2年度末現在で44.1%と宮城県平均82.9%、全国平均80.1%を下回っており、早期の整備が求められています。

一方では、人口減少や少子高齢化、施設の老朽化等の下水道事業を取り巻く環境が変化し、特に公共下水道事業の整備は、長い時間と多額の費用を要することから事業運営が厳しくなっている現状があります。

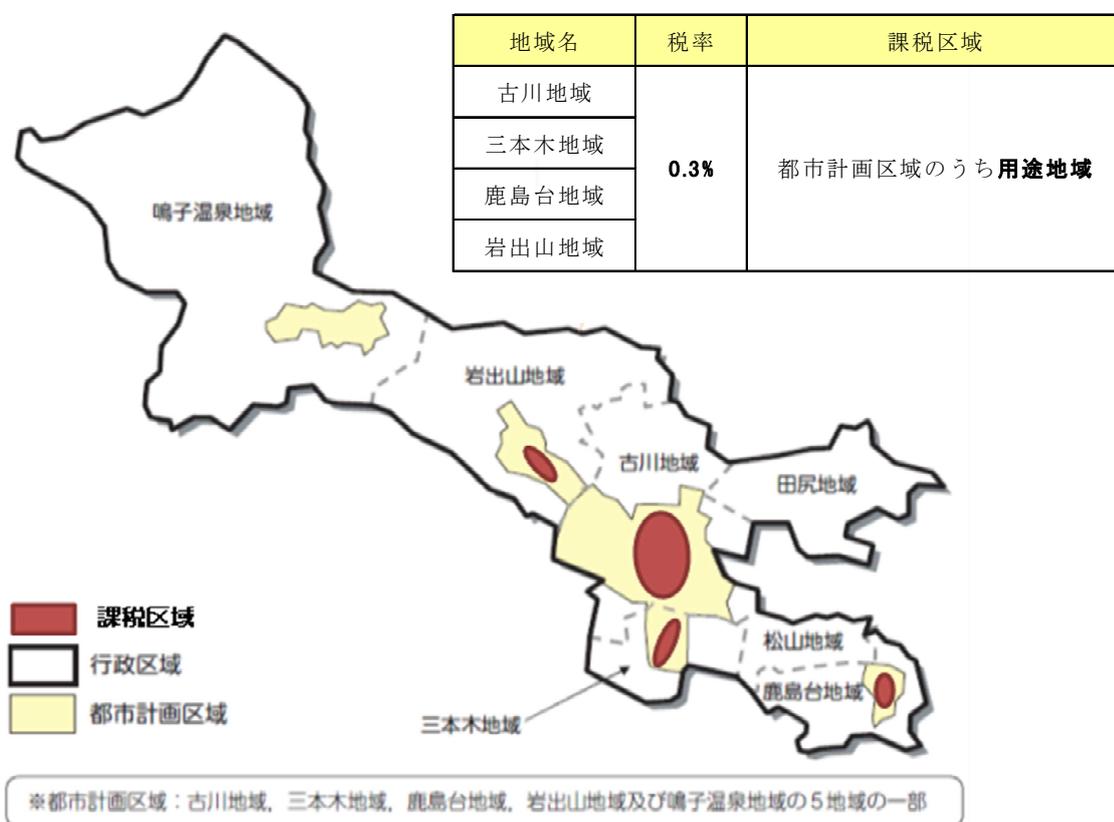
施設の耐震性や管渠の健全性を点検しながら、より長く運用するための対策を行いつつ、整備率が低い古川地域をはじめ未整備区域について、計画的かつ効率的な面整備を実施し、未普及解消に向けて大崎市下水道事業経営戦略に基づきながら整備促進を図っていく必要があります。

また、近年の気候変動による降雨量の増大による浸水被害の発生などから、市民の安心・安全な生活を確保するため、引き続き雨水幹線等の整備を実施し、浸水被害の軽減を図っていく必要があります。

7. 大崎市都市計画税の現状

大崎市は、合併前の1市4町(古川市, 三本木町, 鹿島台町, 岩出山町, 鳴子町)で都市計画区域が定めてあり, そのうち, 都市計画税を課税していたのが1市2町(古川市, 三本木町, 鹿島台町)でした。

合併協議会において, 都市計画税の課税について, 税率の相違については, 合併後3年間をかけて現行税率へ段階的に引き上げることになり, 課税区域は新市の都市計画が定まるまで, 現行のまま引き継ぐことになっていました。その後, 鹿島台地域が都市計画の用途地域に指定され, 現在は税率と課税区域が統一されています。



(1) 都市計画税課税区域の設定

都市計画税の課税の対象となる資産は, 原則として都市計画区域のうち「市街化区域内」に所在する土地及び家屋です。

ただし, 「市街化調整区域のうち条例で定める区域」及び「区域区分が定められていない都市計画区域(非線引き区域)で条例で定める区域」内に所在する土地及び家屋に対しても課税することができ, 大崎市は非線引き区域で条例により区域を定めています。

新市の都市計画が定まるまで、都市計画の用途地域に指定されていた古川・三本木・岩出山地域とは別に、鹿島台地域は都市計画区域のうち農振農用地等を除く区域に課税されていました。

また、鳴子温泉地域は都市計画区域の設定があるが、用途地域の指定がないため課税はされていません。

以上を踏まえ、大崎市では、都市計画の用途地域は、良好な住居の環境保護や商業・工業の利便を増進するために地域・地区、又は、街区を定め、用途地域内は都市的土地利用を図る地域であり、都市計画事業等による受益が及ぶ地域であることから、課税区域としているところです。

(2) 都市計画税の税率

都市計画税は制限税率が0.3%であり、その税率水準をどの程度にするかについては、都市計画事業等の実態に応じ、市町村の自主的判断に委ねられています。

合併時の税率は古川・三本木地域が0.3%、鹿島台地域が0.2%で、岩出山地域は課税されていませんでした。

平成19年度に岩出山地域が0.1%、平成20年度に岩出山地域が0.2%、平成21年度に鹿島台・岩出山地域が0.3%と、合併後3年間をかけて段階的に引き上げて0.3%に統一されています。

(3) 都市計画税の課税

合併前の課税区域の設定や税率の相違については、旧市町の各々の実態に応じ行われていたものであると考えられます。

しかしながら、市内に都市計画区域が点在する形となっており、地域によって、過去に都市計画事業等が行われたが都市計画税が課税されていない状況や、都市計画事業等に類似する事業が行われているが都市計画税が課税されていない状況があり、納税者にとって都市計画税がどのように充当されているか分かりにくい状況があります。

8. 大崎市都市計画税の使途状況

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

主に街路整備事業、下水道事業、公園整備事業、または都市計画事業のために借り入れた地方債の償還等に充てられています。

平成26年度から平成30年度までの都市計画事業に対する予算運用状況について、平均的数値を地域別事業内訳、都市計画税地域別額と事業費財源内訳を整理したものが以下の表となります。

●事業に対する予算の運用について

(平成26年度～平成30年度平均額)

①都市計画事業費(地域別内訳)

(単位: 千円)



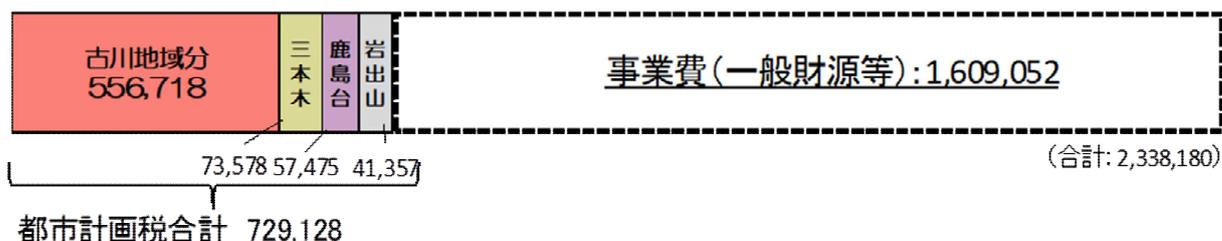
②都市計画事業別内訳

(単位: 千円)



③都市計画税地域別額と事業費財源の内訳

(単位: 千円)



※①②③各合計額の差異は各項目金額の端数処理によるものです。

参考資料1

(1) 大崎市都市計画税検討会議設置規則

令和元年12月19日

規則第72号

改正 令和2年3月30日規則第33号

令和3年3月31日規則第32号

令和3年12月28日規則第62号

(設置)

第1条 大崎市の都市計画税について、これまでの目的税としての役割等の検証及び今後の都市計画事業の見通しを考慮した課税のあり方に関しての検討をするため、大崎市都市計画税検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画税の課税区域を検討すること。
- (2) 都市計画税の税率を検討すること。
- (3) 前2号の検証に基づく都市計画税の賦課のあり方を検討すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都市計画税に必要な事項の検討に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員3人で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年12月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(令2規則33・令3規則32・令3規則62・一部改正)

(報酬の額)

第5条 大崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年大崎市条例第62号)第2条第2項の規定に基づき定める委員の報酬の額は、5,000円とする。

(会長及び副会長)

第6条 検討会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会議の会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、検討会議の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、総務部税務課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月30日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月28日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

(2)大崎市都市計画税検討会議委員

(敬称略)

氏名	団体・役職名	備考
さとう えいせい 佐藤 英世	東北学院大学法学部 教授 東北学院大学大学院法学研究科長	
ささき げん 佐々木 源	日本ハイウェイ・サービス株式会社仙台支店 支店長代理	
やまの なおたか 山野 修敬	山野修敬税理士事務所 代表税理士	

(3)大崎市都市計画検討会議事務局名簿

氏名	役職名	備考
赤間 幸人	総務部長	
大場 一浩	総務部理事兼財政課長	
茂泉 善明	建設部長	
熊谷 裕樹	上下水道部長	
高島 賢二	上下水道部参事兼経営管理課長	
高橋 直樹	市民協働推進部政策課長	
蓮沼 康	上下水道部下水道施設課長	
吉目木 祐也	建設部都市計画課長兼まちなか整備推進室長	
遠藤 愛	総務部財政課長補佐	作業部会
由利 英樹	市民協働推進部政策課長補佐	//
和泉 紀宏	建設部都市計画課長補佐	//
井上 純也	建設部都市計画課まちなか整備推進室技術主幹兼係長	//
菅井 和香	上下水道部経営管理課長補佐	//
門脇 浩史	上下水道部下水道施設課長補佐	//

(事務局職員名簿)

氏名	役職名	備考
平地 久悦	総務部参事兼税務課長	
藤木 慶	総務部税務課長補佐	
福原 貴之	総務部税務課土地担当係長	
菅野 麻衣子	総務部税務課家屋担当係長	

参考資料2

大崎市都市計画税検討会議開催状況

検討経過

時 期	内 容
第1回大崎市都市計画税検討会議 令和2年2月10日(月)10:00～	(1)会議の公開に関する取扱いについて (2)大崎市都市計画税検討会議の 設置目的と進め方について (3)都市計画税の今後のあり方について
第2回大崎市都市計画税検討会議 令和2年3月10日(火)10:00～	(1)第1回検討会議でいただいた意見 (2)前回会議からの質問等について (3)都市計画決定の手続き等について (4)都市計画税の用途の明確化について (5)前回会議等を踏まえた検討 (6)意見等取りまとめ
第3回大崎市都市計画税検討会議 令和2年10月28日(水)9:40～	(1)前回検討会議より (2)都市計画税の用途の明確化について (3)意見等取りまとめ
第4回大崎市都市計画税検討会議 令和4年6月8日(水)10:00～	(1)大崎市都市計画税検討会議意見書(案) について 1)大崎市都市計画税検討会議意見書(案) 2)大崎市都市計画税 しくみと現状

【検討会議事務局 検討状況】

時期	内容
第1回大崎市都市計画税検討作業部会 令和元年5月17日(金)15:00～	(1)都市計画税に係る関係者会議より (2)用途の明確化の取り組みについて
第2回大崎市都市計画税検討作業部会 令和元年7月10日(水)15:00～	(1)用途の明確化の取り組みについて② (2)旧市町ごとの税の用途等の調査について
第3回大崎市都市計画税検討作業部会 令和元年8月2日(金)15:30～	(1)都市計画税に係る打合せについて (2)合併後都市計画事業の資料作成について
第4回大崎市都市計画税検討作業部会 令和元年8月27日(火)13:30～	総務常任委員会について
第5回大崎市都市計画税検討作業部会 令和2年1月27日(月)13:30～	第1回大崎市都市計画税検討会議について
第6回大崎市都市計画税検討作業部会 令和2年2月21日(金)9:30～	(1)第1回大崎市都市計画税検討会議報告に ついて (2)会議の一部非公開について (3)都市計画事業費にかかる都市計画税の 推移について

	(4)鹿島台地域の用途地域指定の目的について (5)委員からの意見等について (6)傍聴者アンケートについて
第7回大崎市都市計画税検討作業部会 令和2年3月4日(水)16:00～	(1)情報追加資料について (2)合併以前の都市計画に係る歴史や経緯について
第8回大崎市都市計画税検討作業部会 令和2年3月23日(月)13:30～	(1)第2回大崎市都市計画税検討会議報告について (2)委員からの資料作成について (3)傍聴者アンケートについて
第9回大崎市都市計画税検討作業部会 令和2年7月16日(木)15:00～	(1)検討会議における内容について (2)今後の進め方について (3)意見交換会について
第10回大崎市都市計画税検討作業部会 令和2年8月4日(火)16:00～	意見交換会について
第11回大崎市都市計画税検討作業部会 令和2年10月23日(金)15:30～	(1)委員からの質問事項について (2)傍聴者アンケートについて (3)第3回検討会議の協議事項について
第12回大崎市都市計画税検討作業部会 令和3年7月6日(火)9:30～	これまでの振り返りと今後について
第13回大崎市都市計画税検討作業部会 令和3年11月11日(木)9:30～	検討会議委員との意見交換について
第14回大崎市都市計画税検討作業部会 令和3年12月28日(火)10:00～	検討会議意見書(案)について
第15回大崎市都市計画税検討作業部会 令和4年1月6日(木)10:00～	検討会議委員との意見交換について
第16回大崎市都市計画税検討作業部会 令和4年5月19日(木)10:00～	検討会議意見書(案)及び参考資料(案)について
第17回大崎市都市計画税検討作業部会 令和4年6月30日(木)10:00～	(1)第4回大崎市都市計画税検討会議 会議録について (2)大崎市都市計画税の課税区域の変遷について 大崎市都市計画税検討会議意見書(案)について

参考資料3

「大崎市都市計画税検討会議意見書」並びに「大崎市都市計画税しくみと現状(参考資料)」にて用いられている用語集

【あいうえお順】

大崎市国土利用計画:市区域内の国土の利用に関して必要な事項を定め、国土の総合的・計画的な利用を定める上での指針。都市計画マスタープランなどの土地利用に関する個別計画の基本となるもの。現在は第2次計画期間。

大崎市総合計画:大崎市における「まちづくりの指針」。地方創生といわれる時代にふさわしい持続可能な地域社会を実現するため、現在は第2次総合計画が策定されている。計画期間は平成29年度から令和8年度まで。

大崎市都市計画マスタープラン:都市計画法第18条の2において規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。「大崎市総合計画」、「大崎市国土利用計画」、「大崎市震災復興計画」に加え、「大崎市広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を受けて、大崎市の都市づくりにおける都市計画の基本的方針を定めたもの。土地利用の規制・誘導や都市計画施設の決定・変更など本市で行う都市計画制度・事業は都市計画マスタープランに基づき実施される。

合併処理浄化槽:し尿と併せて生活雑排水を処理し、浄化する装置。市町村型とは市が設置し、維持管理する浄化槽のこと。主に公共下水道、集落排水等の整備されている(または整備予定がある)以外にて、一般住宅が対象。

行政裁量:法律により行政機関が自らの判断により行政行為を行うことが認められている場合の行政機関の裁量行為のこと。

公共下水道:主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもののこと。

市街化区域:既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域:市街化が進まないよう抑える区域であるため、人が住むためのまち

づくりを行う予定のない区域のこと。

シャープ勧告: 第二次世界大戦後、米国の経済学者シャープを団長とする税制使節団が、日本の税制改革に関して出した勧告のこと。

水利地益税: 地方自治体が、水利事業、都市計画法に基いて行う事業、林道事業その他土地又は山林の利益となるべき事業の実施費用に充てることを目的に、その事業によって特に利益を受ける土地又は家屋に対し課す税金のこと。

制限税率: 地方公共団体が課税することのできる税率の上限のこと。都市計画税の税率は、百分の〇・三を超えることができない。

地方債: 地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの。原則として、公営企業(交通・ガス水道など)の経費や建設事業費の財源を調達する場合、地方財政法第5条各号に掲げる場合においてのみ発行できる。

超過課税: 地方税では地方自治体(都道府県・市町村)の条例により、地方税法に定められている標準税率よりも高い税率で税金を課すことができること。

特定環境保全公共下水道: 公共下水道のうち主として市街化区域以外で設置される下水道。自然公園区域内の水質保全のため、また農山漁村の生活環境の改善を図るための下水道で処理対象人口が10,000人以下の小規模下水道を特定環境保全公共下水道(通称、「特環」と呼ばれている)。

都市計画: 都市の将来あるべき姿(人口、土地利用、主要施設等)を想定し、そのために必要な規制、誘導、整備を行い、都市を適正に発展させようとする方法や手段のこと。

農業集落排水: 農村地域の生活環境向上や農業用水の水質保全などを目的に、各家庭のトイレやお風呂などから出た汚水を下水道管を通じて処理施設に集め、汚水処理を行ったのち、川に放流するための施設。

農振農用地: 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、農業の振興を図るため優良農地として守る必要のある農地を、農業振興地域内の農用地区域(青地)として指定することができ、この青地として指定された農地のこと。

非線引きの都市計画区域:市街化区域と市街化調整区域とに区分されていない都市計画区域のこと。

目的税:市税の中で、法律によって収入の使いみちが特定されているものを目的税といいます。大崎市では、目的税として都市計画税、入湯税を課税しており、その収入の使途が、特定の支出対象に向けられる税のこと。

用途地域:都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。第一種低層住居専用地域など13種類がある。

立法裁量:立法府に委ねられた、立法についての判断・決定のこと。